

## 大阪市立義務教育諸学校使用教科書調査研究委員会要綱

### (設置)

第1条 大阪市において使用する教科書が、新たに検定合格した教科書の採択替えを行うか否かを教育委員会が適正に判断できるよう、その判断に資する資料を作成するために、各採択地区に使用教科書調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を置く。

### (設置期間)

第2条 調査研究委員会を置く期間は、新たに検定合格した教科書の調査が必要となった日から調査報告資料を作成するまでとする。

### (職務)

第3条 調査研究委員会は、教育委員会の調査依頼により、当該教科書の調査・研究を行い、調査報告資料を作成する。

### (組織)

第4条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 教科に専門的知識を有する大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長（副校長または教頭）
- (2) 学校教育に専門的知識を有する職員（教育ブロック首席指導主事）
- (3) 区担当教育次長
- (4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (5) 教科に専門的知識を有する教員
- (6) 教育ブロック担当部長

3 教科書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員会の委員となることができない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会より調査依頼を受けた日から教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでとする。

### (地区調査研究委員会)

第6条 採択地区ごとに地区調査研究委員会を置く。

### (地区調査研究委員会の運営)

第7条 委員会は、教育委員会事務局が運営する。

2 委員会は、教育委員会事務局が会議を招集する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。

5 会議は、公開しない。

6 調査審議に関する事項は、教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでの間、公開しない。

### (学校調査会)

第8条 委員会は、学校ごとに学校調査会を置く。

2 学校調査会は、各学校の校長及び教員で組織する。

3 学校調査会は、調査の結果を、当該学校調査会が属する地区調査研究委員会に報告しなければならない。

4 教科書の採択に直接の利害関係を有する者は、学校調査会の構成員となることができない。

5 学校調査会の構成員の任期は、学校調査会が設置された日から教科書の採択替えを行うか否かを決議するまでとする。

6 学校調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

### (細目)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局が定める。

附則 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。